

輪島市監査公表第 23 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 22 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月14日（水） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○窓口業務においては、昨年度より申請書の簡素化や面識確認を導入し、迅速で正確な事務処理に努めているが、外国人来客の対応についても、職員の配置・セミナーの開催などについて再度検討していただきたい。戸籍・国保・後期高齢者医療など多岐にわたる業務の他に、マイナンバー制度の導入による発送業務も増えている。現在、産休等により3名の人員が不足しており、補充もなく業務を遂行している実情の中で、窓口サービス及び市民とのコミュニケーションを充実させることは、職員に残業等の負担を強いる恐れもあり、併せて人員配置についても考慮する必要があると思われる。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。